

<企画課監査指導室>

1 平成15年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

(1) 支援費制度における指導及び監査について

ア 平成15年度から施行される支援費制度においては、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法等に基づき、指定居宅支援事業者、指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等（以下、「指定居宅支援事業者」という。）を対象として、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が指導及び監査を実施することとされている。

また、市町村の支援費支給事務等について、円滑かつ適正な運営の確保を図るため、適切な助言指導を行うことが重要であることから、地方自治法に基づき、管下市町村等を対象として、都道府県、指定都市及び中核市が定期的に指導を実施するようお願いする。

イ 国としては、支援費制度における指導及び監査について、地方自治法に基づく、技術的助言として以下の指導指針等を通知することとしている。（別添案参照）

- (ア) 指定居宅支援事業者等指導指針及び監査指針
- (イ) 市町村指導指針

ウ なお、平成15年度は、支援費制度の初年度であることなどから、利用者保護の観点に立って、指定居宅支援事業者等による適切な支援の提供、支援費の請求等に重点を置いた指導を、出来る限り実地に行う必要がある。他方、新たに指定居宅支援事業者等となる者は相当数に上ることから、指導に当たっては、重点化及び効率化を図るために「集団指導」及び「書面指導」の積極的な導入を図ることとし、（「平成15年度における指定居宅支援事業者等の指導及び監査について」）この旨を併せて発出する予定である。

(2) 障害福祉施設等に係る指導監査について

ア 障害福祉施設に対する指導監査について

（ア）障害福祉施設に対する指導監査については、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成12年6月26日障第496号厚生省大臣官房障害保健福

祉部長通知) の別添1「障害福祉施設指導監査指針」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

(イ) 障害福祉施設は種別が多種であり、種別によって目的、機能等が異なるので、その指導監査を行うに当たっては、施設の特性に関して知識経験を有する職員の確保、その資質向上のための研修の充実等、指導監査体制の整備強化が図られるよう配慮願いたい。

また、施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、個々の入所者の人権を尊重した適切な処遇の確保に重点を置いた指導監査を実施するとともに、職員の資質の向上のための研修の充実に努め、有用な人材の確保及びその定着が図られるよう指導方お願ひする。

(ウ) 支援費制度との整合性等について

障害福祉施設等(障害児施設を除く)の指導監査については、指定基準に基づく指定身体障害者更生施設等及び指定知的障害者更生施設等の指導及び監査との間で、指導監査事項について、整合性を図るとともに、効率的な指導監査に努められたい。

イ 施設入所措置事務等実施機関に対する指導監査について

障害者福祉施設入所措置事務については、支援費制度の施行に伴い、入所措置が例外的に行われるものと整理されたことから、その指導監査は廃止する。なお、障害児福祉施設の入所措置事務については、従来どおりの取扱いとする。おって、関係通知の改正を予定している。

(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」(昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知)及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」(昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知)を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手

当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。）を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任（専決権付与等）している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施に努められたい。

イ 平成15年度指導監査の重点事項等

（ア）特別児童扶養手当について

① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等が確保されるよう指導されたい。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、身分関係及び生計維持関係については、戸籍及び住民票によるほか、別居監護の場合には、必要な証明書により確認することとし、また、所得状況については課税台帳等により確認するよう、的確な審査を指導されたい。

（イ）特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度については、障害程度認定基準（昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知）「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」を踏まえ、適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等により的確に所得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についても、周知徹底を図るよう指導されたい。

(4) 精神病院に対する指導監査について

精神病院に対する指導監督については、平成10年3月3日各都道府県知事・各政令市長あて4部局長連名通知「精神病院に対する指導監督の徹底について」等に基づき実施しているところであるが、今年度厚生労働省が行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）関係行政事務指導監査において、精神病院を実地検証した結果、一部の精神病院について、法律上の諸手続や身体拘束等の重要事項についての指導が徹底されていない事例等があり、また、指導後の改善も十分でない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、指導方法に創意工夫を凝らし、適正かつ効果的な指導監督に努められたい。

2 平成15年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成15年度に都道府県に対して行う指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了知願いたい。

(2) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査について

精神保健福祉法関係行政事務指導監査の実施計画については、平成15年度においても、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び結核予防法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いする。

また、当該指導監査の際には、平成15年度においても、精神病院入院者の適正

な医療及保護を図るため、引き続き、各都道府県・指定都市において実施されている精神病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、関係部局との連携を密にし、指導監査を円滑に行うことができるよう特段の配慮をお願いする。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況（処理期間等）
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況（公費負担の承認内容、連名簿等の審査点検等）
- カ 社会復帰施設の設置促進及び指導監査の状況
- キ 精神病院に対する実地指導等の検証

3 その他

障害福祉施設等に係る指導監査の平成14年度実施状況報告等の提出については、今年度と同様、別途通知するので提出方お願いする。

(別添)

(案)

障 墓 発 第 号
平 成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

指定居宅支援事業者等の指導監査について

支援費制度による指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等並びに指定知的障害者更生施設等（以下「指定居宅支援事業者等」という。）に対する指導監査については、支援費制度の円滑かつ適正な運営を図るため、法令等に基づく適正な事業実施を確保するとともに、別添1「指定居宅支援事業者等指導指針」及び別添2「指定居宅支援事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いする。

また、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成15年〇月〇〇日障第〇〇号）に基づく身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設等の指導監査との間で、指導監査事項について整合性を図るとともに、効率的な指導監査に努められたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

指定居宅支援事業者等指導指針

1. 目的

この指導指針は、都道府県知事、指定都市の市長及び中核市の市長が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の21及び第17条の28、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の21及び第15条の28並びに児童福祉法（昭和22年法律第67号）第21条の21の規定に基づき、指定居宅支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者及び指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者又は指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者であった者若しくはその長その他の従業者であった者に対して行う支援内容及び支援費の請求等に関する指導について、基本的事項を定めることにより、支援内容の質の確保及び支援費支給の適正化を図ることを目的とする。

2. 指導方針

指導は、指定居宅支援事業者等に対し、「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第78号）、「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第80号）、「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第82号）、「指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省令第79号）、「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」（平成14年6月13日厚生労働省告示第81号）及び「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月厚生労働省告示第27号）、「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月厚生労働省告示第29号）、「児童福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月厚生労働省告示第31号）、「身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月厚生労働省告示第28号）、「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成15年2月厚生労働省告示第30号）並びに「厚生労働大臣が定める割合」（平成15年2月厚生労働省告示第32号）等に定める支援内容及び支援費の請求等に関する事項について周知徹底することを方針とする。

3. 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が必要な指導の内容に応じ、指定居宅支援事業者等を一定の場所に集め、講習等の方法により行う。

(2) 書面指導

書面指導は、都道府県等が指定居宅支援事業者等から書面の提出を受けた上で、一定の場所で面談方式により行う。

(3) 実地指導

実地指導は、都道府県等が指導の対象となる指定居宅支援事業者等の事業所において、実地に行う。

4. 指導対象の選定

指導は全ての指定居宅支援事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ① 新たに支援費の支給対象となるサービスを開始した指定居宅支援事業者等については、概ね1年以内に全てを対象に実施する。
- ② 実地指導及び書面指導の対象外とされた指定居宅支援事業者等は、指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 書面指導

- ① 実地指導の対象外となる指定居宅支援事業者等の中から、前年度における実地指導の結果を踏まえ、引き続き実地指導の必要はないが、継続的な指導の必要がある指定居宅支援事業者等を選定して実施する。
- ② 集団指導の対象となる指定居宅支援事業者等であって、前年度一度も集団指導に出席していない指定居宅支援事業者等を対象に実施する。

(3) 実地指導

- ① 指定居宅支援事業者等のうち、前年度において、集団指導又は書面指導の対象となった指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等を対象に実施する。
- ② 指定居宅支援事業者等のうち、前年度及び前々年度において、集団指導又は書面指導の対象となった指定居宅支援事業者を対象に実施する。
- ③ その他特に都道府県等が必要と認められる指定居宅支援事業者等を対象に実施する。

5. 指導方法等

(1) 集団指導

- ①指導通知

都道府県等は、指導対象となる指定居宅支援事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等について、文書により当該指定居宅支援事業者等に通知する。

②指導方法

集団指導は、支援費支給関係事務、支援費の請求内容、制度改正内容、過去の指導における指導事例等について、講習等の方式で行う。

(2) 書面指導

①指導通知

都道府県等は、指導対象となる指定居宅支援事業者等を決定したときは、あらかじめ書面指導の日時、場所、出席者、提出書類等について、文書により当該指定居宅支援事業者等に通知する。

②指導方法

書面指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、提出書類等を確認しつつ個別に面談して行う。

③指導結果の通知等

指導結果については、改善を要すると認められた事項に関し、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④改善報告の提出

都道府県等は、当該指定居宅支援事業者等に対し、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めることがある。

(3) 実地指導

①指導通知

都道府県等は、指導対象となる指定居宅支援事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項について、文書により当該指定居宅支援事業者等に通知する。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

②指導方法

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

③指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項に関し、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④改善報告の提出

都道府県等は、当該指定居宅支援事業者等に対し、文書で指摘した事項

にかかる改善報告書の提出を求ることとする。

6. 指導後の措置等

(1) 書面指導

- ① 書面指導の結果、特に文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。
- ② 書面指導において指導した事項について、改善が認められない指定事業者等については、翌年度の指導に当たっては、実地指導の対象とする。

(2) 実地指導

- ① 実地指導の結果、文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。
- ② 実地指導の結果、文書による軽易な指摘はあるが、概ね適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は書面指導の対象とする。
- ③ 実地指導の結果として指導した事項に関し、改善が不十分な指定事業者等については、再度指導を行うことにより改善の見込みがあると認められる場合には、再度の実地指導を行う。
- ④ 実地指導の結果、「指定居宅支援事業者等監査指針」に定める選定基準に該当すると判断した場合には、後日、速やかに監査を行う。
なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合には、実地指導を中止し、直ちに「指定居宅支援事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

7. 指導の拒否への対応

- (1) 正当な理由がなく書面指導を拒否した場合には、実地指導を行う。
- (2) 正当な理由がなく実地指導を拒否した場合には、監査を行う。

8. その他

- (1) 都道府県等は、指導監査結果の通知及び改善報告書の内容について、その指定居宅支援事業者等の事業活動区域に所在する市町村への情報提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。
- (2) 都道府県等は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

指定居宅支援事業者等監査指針

1. 目的

この監査指針は、都道府県知事、指定都市の市長及び中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の21及び第17条の28、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の21及び第15条の28並びに児童福祉法（昭和22年法律第67号）第21条の21の規定に基づき、指定居宅支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者及び指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者若しくはその長その他の従業者又は指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者であった者若しくはその長その他の従業者であった者に対して行う支援内容及び支援費の請求等に関する監査について、基本的事項を定めることにより、支援内容の質の確保及び支援費支給の適正化を図ることを目的とする。

2. 監査方針

監査は、指定居宅支援事業者等の支援内容及び支援費の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ることを主眼とする。

3. 監査対象となる指定業者等の選定基準

監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 支援内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 支援費の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (3) 指定の基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。
- (4) 度重なる実地指導によっても支援内容又は支援費の請求に改善がみられないとき。
- (5) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

4. 監査方法等

(1) 事前調査

監査担当者は、原則として監査を実施する前に居宅生活支援費・施設訓練等支援費請求書等による書面調査を行うとともに、必要と認められる場合には、指定居宅支援又は指定施設支援を受けた障害者及び障害児の保護者に対する実地調査を行う

(2) 監査実施通知

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は、監査対象となる指定居宅支援事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定居宅支援事業者等に通知する。

- ①監査の根拠規定
- ②監査の日時及び場所
- ③監査担当者
- ④出席者
- ⑤準備すべき書類等

(3) 出席者

監査に当たっては、監査対象となる指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等若しくは指定知的障害者更生施設等の設置者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて支援担当者、支援費の請求担当者又は関係者の出席を求める。

(4) 監査調書の作成

監査担当者は、監査後、監査調書を作成する。

5. 監査後の措置

(1) 行政上の措置

①内容

行政上の措置は、身体障害者福祉法第17条の22若しくは第17条の30、知的障害者福祉法第15条の22若しくは第15の30又は児童福祉法第21条の22に基づく指定の取消し（以下「取消処分」という。）とする。

②聴聞等

都道府県知事等は、監査の結果、当該指定居宅支援事業者等が取消処分に該当すると認められる場合には、監査後、取消処分の予定者等に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

③行政上の措置の通知

都道府県等は、取消処分を行ったときは、当該指定居宅支援事業者等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知を行う。

なお、取消処分にいたらないと認められる場合には、指定居宅支援事業者等指導指針の実地指導に準じた指導を行う。

(2) 経済上の措置

- ① 都道府県等は、監査の結果、支援内容又は支援費の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合は、市町村に対し、

指定居宅支援事業者等の名称、返還金額等必要な事項を通知する。

- ② 都道府県等は、返還の対象となった利用者又は扶養義務者が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、該当する市町村に対し、監査対象となった指定居宅支援事業者等から当該利用負担額を利用者又は扶養義務者に返還するよう指導するとともに、該当する利用者又は扶養義務者あてにその旨を通知するよう指導する。
- ③ 監査の結果、支援内容又は支援費の請求に関し不正又は不当の事実が認められた場合における当該事項に係る返還期間は、5年間とする。

6. 行政上の措置の公表等

都道府県知事等は、監査の結果、取消処分を行ったときは、身体障害者福祉法第17条の23及び第17条の31、知的障害者福祉法第15条の23及び第15条の31並びに児童福祉法第21条の23の規定に基づき速やかにその旨を公示するとともに、その指定居宅支援事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対し連絡する。

7. 報告

都道府県等は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(案)

障 発 第 号
平成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

支援費支給事務等の市町村の指導について

支援費支給事務等の市町村に対する指導については、支援費制度の円滑かつ適正な運営の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添「市町村指導指針」を参考に指導に当たられるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言である。

(別添)

市町村指導指針

1. 目的

この市町村指導指針は、支援費制度が円滑かつ適正に行われるよう、都道府県知事、指定都市の市長及び中核市の市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき行う、市町村への支援費支給事務等の処理状況の指導について、基本的な事項を定めることにより、支援費制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

2. 指導方針

指導は、市町村の支援費の支給事務等が円滑及び適正に実施されるよう、支給事務に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

3. 指導体制等

指導は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が指導対象となる市町村の事務所において実地に行う。

4. 指導方法等

（1）実施回数

指導は、全ての市町村について、2年に1回以上実地に実施するものとする。

（2）実施計画

指導の計画は、毎年度当初に策定するものとし、市町村の事業動向の状況等を把握の上、重点項目を定めて効率的な指導が行われるよう計画する。

（3）事前通知

指導に当たっては、指導対象となる市町村に対し、実施時期、指導担当者の氏名、その他必要な事項を事前に通知する。

（4）指導方法

指導に当たっては、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からのヒアリング方式で行う。

（5）指導結果の通知等

①指導の終了後、関係者に対し講評を行う。

②講評した結果については、綿密に検討を行い、その問題点を明らかにし、市町村がとるべき具体的な措置の方法等について、技術的な助言等を文書により行う。

③上記の文書通知に対する対応結果について、期限を付して報告を求める。

4. その他

都道府県等は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。